



- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る
 - ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える
 - ⑥【シリーズ】 海外編

【今月の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書説明会が実施されました。

従来の制度の骨格は変更ありませんが、消費者の誤認をなくすという観点から二つの見直し
がなされました。

①「遺伝子組換え不分別」の表示方法

意味がわかりにくい不分別の表現に代わる実態を反映したわかりやすい表示を検討する。
説明文の付記も有効な手段であるとされました。

②「遺伝子組換えでない」の表示方法

最大5%混入しても誤認を招く表示であることから、今後は「5%以下」から「不検出」に引き
下げることが適当とされました。

◆「食品表示基準について」の一部改正が

平成30年3月28日されました。 **基準通知 第11次改正**

新設は2つ
あるね。

生鮮食品の容器包装の範囲を拡大し、生鮮食品における機能性表示食品の表示例が追
記されました。また、食品表示法施行後における事業者等からの問合せ等に対し、食品表
示基準の解釈の明確化がなされました。

「消費者庁HP 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」資料等から作成

※続きはPage1-2(会員)で記載しています。

【先月の回収事故の分析】 2018年3月

栄養成分の成分値やその単位の表示にも細心の注意を。

事件	時期	違反内容
栄養成分表示の誤表記	2018. 3.8	栄養成分表示のうち、食塩相当量の表記を0. 04gとすべきところ、誤って0. 004gと表記した。

「ナトリウム⇒食塩相当量」に換算した場合は、必ず検算してみましょう。
単位も「mg⇒g」になっているか必ず確認しましょう。」

対策は検算をしてね。

【注意】

ナトリウム量(mg) × 2. 54 ÷ 1000 = 食塩相当量(g)

※ 回収事故の解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【案内】 基本を知る 乳児用規格適用食品の表示

平成23年3月の原子力発電所事故を受けて、食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定されました。より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量を、現在の年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げることを基本として、新たな基準値が定められ、平成24年4月1日に施行されました。乳児用食品で規格適用対象品の区別ができるよう表示が定められました。

乳児用規格適用食品とは、食品、添加物等の規格基準の成分規格に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品(乳児用の乳等の食品を除く。)並びに厚生労働大臣が定める放射性物質(平成24年厚生労働省告示第129号)第2号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳製品(乳飲料を除く。)並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。

- ◆食品表示基準の対象となる乳児用食品の範囲は、規格基準の「乳児用食品」の対象である食品と同じであり、「乳児」の年齢は、「1歳未満」をその対象とするものです。
- ◆「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとするが、「本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用規格適用」などの表示も使用可能であること。

食品区分	飲料水	乳児用食品	牛乳	一般食品
放射性セシウムの基準値 (Bq/kg)	10	50	50	100

「消費者庁HP 基準通知「乳児用規格適用食品」資料から抜粋

個別的食品においては、
基準別表第4に原材料
名の表記方法が個別で
定められています。その
違いを比較してみよう。

【Q72】 「調理冷凍食品」の冷凍ハンバーグステーキと「チルドハンバーグステーキ」のハンバーグステーキにおいては、原材料名の表記方法で具を加えた場合は「具」等の文字で括弧書きする旨の記載があります。一方、「レトルトパウチ食品」のハンバーグステーキにおいては原材料名の表記方法で「具」の記載がありません。具を加えてはいけないのですか？

※ 解答と解説はPage4-2(会員)で記載しています。

炭酸飲料において、従来からタンサン水以外は「炭酸」の表示は省略できると運用されてきましたが、食品表示基準の新設に伴い、正確に添加物としての「炭酸」等の表示をするように指導されています。新法切換え時は従来の慣例を見直しできるよい機会と思います。

食品表示基準における「炭酸飲料」の表示について

2015年4月1日に施行されました食品表示基準について、「炭酸飲料」で、特に注意すべきポイントを以下に示しました。

【ポイント】

1. 原材料名の欄に、「**炭酸**」の表示が必要になる。
「炭酸」は、「炭酸ガス」、「二酸化炭素」と表示してもよい。
2. 原材料と添加物は、「／(スラッシュ)」で区切る、「改行する」等区別しなくてはならない。
また、原材料、添加物ともに、多い順に記載する。
3. 栄養成分表示が義務付け(従業員数が20名以下の企業は免除)られる。

「一般財団法人 日本清涼飲料検査協会 HP 炭酸飲料の表示」資料から作成

※ 解説はPage5-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

原文

Appendix II Checklist for food labels and advertisements

Please note that this checklist does not constitute a certification or an approval from the Agri-Food & Veterinary Authority (AVA). Importers, manufacturers and retailers are advised to make reference to the Sale of Food Act and the Food Regulations for the actual legal text where necessary.

How to use the checklist

This checklist comprises four sections.

1. Go through step 1 to ensure that the product you intend to import/manufacture for sale in Singapore is a food product under AVA's purview.

対訳

付録II

食品ラベルと広告のチェックリスト

注意することは、このチェックリストは農業・食品・獣医庁食品管理局(AVA)の保証書や許可証ではありません。輸入業者、製造業者、および小売業者は、必要に応じ食品販売法と食品規制法の現行の法律の本文を参照することをお勧めします

チェックリストの使い方

このチェックリストは4つのセクションで構成されています。

- 1.手順1を実行することにより、シンガポールで販売するために輸入/製造しようとする食品がAVAの権限下で生産された食品であることを保証します。

<単語集>

retailer: 小売業者

purview: 権限

【次号5月につづく】

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2018年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2018年 4月号】

時間というものは自然のままで放っておけばすぐに過ぎ去っていく。

だから、時間はいくらでも湧いて出てくるかのように、過ぎ去っていくのに身をまかせることなく、最もすばやい時間をしっかりとつかみ取るのです。

(セネカ: もりおゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。